

## 平成十五年環境省令第十三号

環境省関係構造改革特別区域法第三十五条  
に規定する政令等規制事業に係る省令の特  
例に関する措置を定める省令  
構造特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第二条第三項、第四条第九項及び第十項並  
び別表第十六号の規定に基づき、環境省関係構  
造特別区域法第二条第三項に規定する省令の  
特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業  
を定める省令を次のように定める。

## 地方公共団体（構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）以下「法」という。）

## 第二条第四項に規定する地方公共団体をいう。）

第一項に規定する構造改革特別区域（法第二条  
において、「ノヤギ（カブラ・ヒルクス）」（以下  
「ノヤギ」という。）を狩猟鳥獸（鳥獸の保護及  
び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第七項の規定に基  
づき環境省令で定める狩猟鳥獸をいう。以下  
同じ。）とする特例事業を実施することについ  
て、地域の特性に応じ、その肉又は毛皮を利用する目的、ノヤギを管理する目的その他の目的  
でノヤギを捕獲又は殺傷（以下「捕獲等」とい  
う。）の対象とする必要があり、ノヤギのみを  
捕獲等をするために必要な措置を講じてること  
とを認めて、法第四条第九項の規定による内閣  
総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による  
変更の認定を含む。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改  
革特別区域内のノヤギについては、狩猟鳥獸と  
みなす。

## 附 則

この省令は、平成十五年四月一日から施行す  
る。

附 則（平成一六年三月三一日環境省令  
第九号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行す  
る。

附 則（平成一六年八月二四日環境省令  
第二〇号）

この省令は、平成十六年十月一日から施行す  
る。

附 則（平成一七年四月二八日環境省令  
第一二号）

この省令は、平成十七年五月一日から施行す  
る。

附 則（平成一八年三月三〇日環境省令 第一二号）抄	施行期日
------------------------------	------

附 則（令和四年八月二五日環境省令第 二四号）	施行期日
----------------------------	------

この省令は、構造改革特別区域法の一部を改  
正する法律の施行の日（令和四年八月三十  
日）から施行する。  
附 則（令和六年三月一八日環境省令第  
八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年四月一六日環境省令 第一〇号）	施行期日
-----------------------------	------

附 則（平成二三年九月一五日環境省令 第一八号）	施行期日
-----------------------------	------

附 則（平成二三年一月三〇日環境省令 令第三二号）抄	施行期日
-------------------------------	------

附 則（平成二四年九月一九日環境省令 第二七号）	施行期日
-----------------------------	------

附 則（平成二七年一月二〇日環境省令 第三号）抄	施行期日
-----------------------------	------

附 則（平成二七年五月二十九日 環境省特区省令の一部改正に伴う経過措置 第四条）	施行期日
--	------

附 則（平成二七年五月二十九日 環境省特区省令の一部改正に伴う経過措置 第四条）	施行期日
--	------